

## 東京文化会館オフィシャル・パートナー制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人東京都歴史文化財団東京文化会館（以下、「文化会館」という。）が実施する事業や取組の趣旨に賛同する企業、団体が、「東京文化会館オフィシャル・パートナー」として協賛金を通じて文化会館を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「オフィシャル・パートナー」とは、文化会館の取組みの趣旨に賛同し、協賛金による支援を行う企業・団体をいう。

### (種類及び特典)

第3条 「オフィシャル・パートナー」は協賛金を1口30万円（税込）とし、協賛金の口数により次の通り区分する。

- |             |          |
|-------------|----------|
| 「パートナー」     | 年額1口     |
| 「ゴールドパートナー」 | 5口以上9口まで |
| 「プラチナパートナー」 | 10口以上    |

2 前項に定められた区別により、別紙1に定めるとおりの特典を付与する。

### (申込・受入決定手続き)

第4条 「オフィシャル・パートナー」の申込は、別紙2に定める「東京文化会館 オフィシャル・パートナー申込書」の提出をもって完了する。

2 前項の申込について、要綱第9条第1項各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、申込者に対して別紙3に定める「東京文化会館オフィシャル・パートナー受入決定通知書」及びその他必要書類の送付をもって副館長が受入を決定することとする。

### (期間)

第5条 「オフィシャル・パートナー」の期間は、毎年4月1日から翌年3月末日までを一事業年度とし、特典付与期間も同様とする。なお、この期間の途中で、第4条に定める手続きを経て受入が決定した場合、「東京文化会館オフィシャル・パートナー受入決定通知書」にて納入を依頼した当該協賛金の入金を確認した日の翌月から、直近の3月末日までを当該年度の「オフィシャル・パートナー」の期間とし、特典付与期間も同様とする。

(納入協賛金額の算出)

第6条 申込当該年度の協賛金額は、申込口数の年額を12で除した額に、当該年度の「オフィシャル・パートナー」期間の月数を乗じた額とする。

(協賛金の使途)

第7条 協賛金は、申込のあった当該年度に文化会館が実施する主催事業に使用するものとする。

2 各年度の協賛金使用対象事業については、毎年度一覧表を作成し、別途文化会館から提供することとする。

(法人名の掲示等)

第8条 文化会館は、別紙2「東京文化会館オフィシャル・パートナー申込書」による希望に基づき、「東京文化会館オフィシャル・パートナー」期間中、その法人名を別紙1に定める特典のとおり掲示・掲載する。

(受入拒否及び受入取消等)

第9条 以下の(1)~(4)の何れかに該当する場合、副館長の決定により申込の受入を拒否または取消とする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等に関する活動を目的とする者又は文化会館の取組みを特定の政治、思想、宗教等に関する活動に利用する恐れのある者
- (2) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下、「暴排条例」という。）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3項に規定する暴力団団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）であると認められる者
- (3) 法令又は公序良俗に反する行為を行った者またはその恐れのある者
- (4) その他、副館長が不相当と判断する者

2 副館長は、第4条第2項により協賛金等の受入を決定した者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、受入を取り消すものとし、該当者に対してその旨を通知する。

3 「オフィシャル・パートナー」から、協賛の終了の申し出があった場合及び前項により受入を取り消した場合においては、原則として既に納入された協賛金は返金しない。

(その他)

第9条 この要綱に基づき文化会館が納入を受けた協賛金の会計処理については、この要綱に定めるもののほか、公益財団法人東京歴史文化財団財務規程及び関係規程、要綱の定めるところによる。

2 この要綱に定めのない事項は別途定めるものとする。

附則 この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

## 東京文化会館オフィシャル・パートナー特典

項番	内容	プラチナ パートナー	ゴールド パートナー	パートナー
1	主催公演への招待(一部公演)	●	●	●
2	エントランスロビーでの法人名掲示	● (ロゴマーク掲載可)	●	●
3	主催公演のチケット優先・優待販売	●	●	●
4	季刊広報誌「音脈」の郵送	●	●	●
5	メールマガジンの送付	●	●	●
6	オフィシャル・パートナー章の贈呈	●	●	●
7	年次報告書の送付	●	●	●
8	館発行物での法人名等掲載	● (ロゴマーク掲載可)	●	
9	季刊広報誌「音脈」での広告掲載	● (1頁)	● (1/3頁)	
10	文化会館公式ウェブサイトでの法人名等掲載	● (ロゴマーク掲載可)	●	
11	主催公演でのチラシ挟み込み (原則A4サイズに限る)	●		
12	主催公演でのブース出展(詳細別途協議)	●		
13	連携事業の実施(詳細別途協議)	●		

●年●月●日

## ●●年度 東京文化会館オフィシャル・パートナー申込書

公益財団法人東京都歴史文化財団  
東京文化会館 副館長 殿

申込法人名  
代表者氏名 ㊟

下記のとおり、東京文化会館オフィシャル・パートナーに申込みます。

申込日	年 月 日			
口数及び金額 (税込)	300,000円 × ( )口 = 円			
貴法人名及び 代表者氏名	代表者印			
ご住所				
ご担当者名 連絡先	部署名		ご担当者名	
	電話		FAX	
	Eメール			
各種媒体での 貴法人名等の 掲示・掲載	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない ※どちらかに☑を入れてください。			
備考				

- ・記入いただいた情報は、東京文化会館オフィシャル・パートナー制度に関する業務以外には使用いたしません。
- ・申込書受領後、協賛金の納入等のお手続きについて担当よりご連絡いたします。
- ・本申込書のほか必要に応じ法人に関する資料の提出をお願いする場合がございます。
- ・ご不明な点等は、担当までお問合せください。

(別紙3)

●●歴文文事第●●号

●年●月●日

## 東京文化会館オフィシャル・パートナー受入決定通知書

(決定法人名及び代表者名) 様

公益財団法人東京都歴史文化財団  
東京文化会館 副館長 ●●●●●●

年 月 日(申込日)に申込みいただきました「東京文化会館オフィシャル・パートナー」について、貴法人の受入を決定しましたので、下記のとおり通知します。

### 記

- 1 協賛法人名 (決定法人名)
- 2 協賛区分 (プラチナパートナー・ゴールドパートナー・パートナーの別)
- 3 協賛期間 年 月 日 から 年 3月31日 まで
- 4 その他 年 月 日までに、下記口座へ  (申込金額) 円 を  
納入いただきますようお願いします。

(銀行口座情報を記載)